（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
解散命令関係
会社その他

省令

○総務省令第二十一号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行に伴い、中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第九号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条並びに統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第四の一の項第三欄第二号及び第七号、同項第四欄第一号、同項第五欄第一号及び第四号並びに同項第六欄第一号の規定に基づき、学校基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

学校基本調査規則の一部を改正する省令

学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学校基本調査」を「学校基本統計を作成するための調査（以下「学校基本調査」という。）」に改める。

第三条第一項中「各種学校」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項の幼保連携型認定こども園」を加え、同条第二項中「副校長」の下に「（副園長を含む。）」を、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）」を加え、「及び栄養教諭」を「、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び助保育教諭」に改める。

第六条第一項の表幼稚園、小学校並びに国立及び私立の専修学校及び各種学校の長の項中「及び各種学校」を「、各種学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同表公立の専修学校及び公立の各種学校の長の項中「及び公立の各種学校」を「、各種学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第二項第五号中「及び各種学校」を「、各種学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第八条第一項の表都道府県知事の項中「並びに当該都道府県」を「、当該都道府県」に改め、「第五条第一項第一号及び第四号から第六号までの事項」の下に「、当該都道府県の設置する幼保連携型認定こども園が廃止されたとき（令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定した者がある場合を除く。市町村長の項において同じ。）にあつては、当該幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号及び第四号の事項」を加え、「この表」を「この表」に改め、同表都道府県の教育委員会の項中「設置する学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加え、同表市町村長の項中「並びに」を「、」に改め、「第五条第一項第一号及び第四号から第六号までの事項」の下に「並びに当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園が廃止されたときにあつては、当該幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号及び第四号の事項」を加え、同表市町村の教育委員会の項中「設置する学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

第九条第一項の表学校調査の項及び学校施設調査の項、同条第二項の表学校調査の項及び学校施設調査の項並びに第十二条第一項中「及び各種学校」を「、各種学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附　則

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条並びに統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第四の二の項第三欄第一号、同項第四欄第一号、同項第五欄第一号及び同項第六欄第一号の規定に基づき、社会教育調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

社会教育調査規則の一部を改正する省令

社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会教育調査」を「社会教育統計を作成するための調査（以下「社会教育調査」という。）」に改める。

第三条第一項第二号中「第十九条」を「第十八条」に改め、同項第十四号中「文化会館」を「劇場、音楽堂等」に改める。

第四条第一項第八号及び第五条第一項第八号中「文化会館調査」を「劇場、音楽堂等調査」に改める。

第六条第一項の表文化会館の長の項及び同条第二項各号中「文化会館」を「劇場、音楽堂等」に改める。

第七条の表都道府県知事の項及び市町村長の項中「社会体育施設」を「体育施設」に改める。

第八条中「文化会館」を「劇場、音楽堂等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（国立大学法人法施行規則の一部改正）

2　国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「文化会館」を「劇場、音楽堂等」に改める。

規則

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年三月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ